

「令和7年8月10日からの大雨」に伴う被災した住宅の応急修理 Q&A

令和7年(2025年)8月22日版

通し 番号	項目	質 問	回 答
1	1 対象要件	普段は生活に使用していない建物(別荘、空き家、倉庫、車庫等)も対象になりますか。	普段、生活に使用していない建物(別荘、空き家、倉庫、車庫等)は対象となりません。
2	1 対象要件	災害後、一時的に公営住宅に入居している場合や、親族・知人宅にいる場合でも、応急修理制度を利用できますか。	被災者に対して無償で提供される公営住宅に一時入居されている方や、親族・知人宅にいる場合でも応急修理を利用することが可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。
3	1 対象要件	火災保険をもらう場合も対象となりますか。	住家が中規模半壊、半壊等の場合は、自らの経済力では応急修理ができない方が対象となります。火災保険をもらっていても、受け取り金額や所得、ローンの状況等で対象となる場合がありますので、被災された市町の窓口にお尋ねください。
4	1 対象要件	災害後、一時的に自分自身で家賃を負担して、民間賃貸住宅に仮住まいしています。その場合、応急修理の対象となりますか。	避難されている場所に関わらず、準半壊以上で修理後自宅に戻れるのであれば、応急修理の対象となります。また、応急修理期間中に賃貸型応急住宅として入居できる可能性があります(応急修理前の家賃等については、個人負担)。※被災した市町の窓口にご相談ください。
5	1 対象要件	り災証明書を取得後に、世帯主が亡くなりましたが、その場合、応急修理を申し込むことは可能ですか。	同一世帯の方が、被災した住宅を修理して住まれるのであれば、申請可能です。 同一世帯ではない(り災証明書に名前がない)方が修理したい場合は対象外となります。
6	1 対象要件	2世帯住宅の場合は、上限額は2倍になるのですか。	同一住家(一戸)に2世帯以上が居住している場合でも、応急修理の上限額は、1世帯当たりの金額になります。 ただし、「母屋」と「離れ」のように、別居している世帯の場合は、世帯や生計が別であれば、それぞれで応急修理は可能です。この場合、り災証明がそれぞれ発行されていることと、住宅としての機能・設備が完全に分離していることを確認ください。
7	1 対象要件	2世帯住宅の場合に、1世帯は元の家引き続き住むために応急修理を利用し、もう1世帯はこの機会に別居(別地再建)するため応急仮設住宅に申し込むことは可能ですか。	応急修理は被災した家に引き続き住むことができるようにするためのものであり、修理すれば住める家があるため、(別居)別地再建を理由に応急仮設住宅を申し込むことはできません。
8	1 対象要件	DIYの材料費は、住宅の応急修理の対象となりますか。	DIYは、ご自身での購入になることから、応急修理の対象外となります。
9	2 修理業者	修理業者が見つからないが、どこか教えてくれるところはないですか。	県内建築関係団体と連携した「無料相談窓口」や「市町役場の庁舎内に設置した相談窓口」が開設予定です。 詳しくは、お住いの市町にお尋ねください。

「令和7年8月10日からの大雨」に伴う被災した住宅の応急修理 Q&A

令和7年(2025年)8月22日版

通し 番号	項目	質 問	回 答
10	2 修理業者	個人事業主の修理業者に依頼してもよいのですか。	被災した市町で個人事業主の方の事業者登録ができるようであれば、依頼していただいて構いません。 被災した市町の窓口に確認してください。
11	3 対象工事 (靴箱、収納、 仏間、客間、床 の間)	家屋の場所(部屋)により対象になるものと、ならないものがありますか。	応急修理は、日常生活に必要不可欠な部分が対象となりますので、仏間、客間、床の間、靴箱、収納等は対象となりません。よって、リビング、寝室、キッチン、トイレ、浴室、それらを結ぶ廊下や付帯設備を対象としてください。
12	3 対象工事 (便所)	壊れた便器の取替えをする際、洗浄機能等(ウォシュレット等)が付いているものは認められますか。	被災前から洗浄機能等(シュレット等)が付いていれば、同等のものへの取替えについては対象となります。この場合、壊れたものが確認できる写真(商品番号が写った部分)が必要となります。ただし、新たに洗浄機能等(ウォシュレット等)の付いたものに交換することや、便器の取替えはせずに、洗浄機能の付いた便座(ウォシュレット等)のみの取替えは対象外です。
13	3 対象工事 (家財)	家具や家電、衣類、食器などの家財道具は認められますか。	家電、家財道具は対象外です。
14	3 対象工事 (床)	居間の壊れた床の修理を行おうと思いますが、浸水被害を受けたこともあり、床の高さをかさ上げして修理を行いたいと思っています。このような場合、対象となりますか。	修理対象となる床を修理をする際の多少のかさ上げであれば差し支えありませんが、他に対象工事がある場合は、そちらを優先して応急修理の対象にしてください。
15	3 対象工事 (床)	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいですか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房などの追加設備(グレードアップ)は自己負担となりますので留意願います。
16	3 対象工事 (床)	畳やフローリングの交換は対象となりますか。	床と併せて畳やフローリングなどの修理を行う場合は対象となります。畳やフローリングだけの交換は対象となりません。
17	3 対象工事 (壁)	壁紙の補修は対象となりますか。	壊れた内壁の補修とともに、壁紙の補修を実施する場合には、対象として差し支えありません。 壁紙だけの補修は対象にはなりません。
18	3 対象工事 (襖、障子)	襖や障子は対象になりますか。	襖や障子の張替えだけでは対象になりません。但し、枠組みごと交換、修理する場合は対象となります。
19	3 対象工事 (建物)	白アリ防止の工事は対象になりますか。	今回の豪雨災害と直接関係ある修理のみが対象となるため、対象外になります。

「令和7年8月10日からの大雨」に伴う被災した住宅の応急修理 Q&A

令和7年(2025年)8月22日版

通し 番号	項目	質 問	回 答
20	3 対象工事 (設備)	キッチン、トイレ、浴槽、給湯器等の設備の工事をする場合、 種類の変更は対象になりますか。	壊れたキッチン、トイレ、浴槽、給湯器等の修繕・交換は対象ですが、グレードアップは対象外になります。例えば、給湯器からエコキュートやエコジョーズ等への変更、流し台からシステムキッチンへの変更等は、グレードアップとなり対象外です。必ず、変更する設備が、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 また、交換前の品番、機能等が確認できる写真が必要です。
21	3 対象工事 (トイレ)	トイレが複数ありますが、対象になりますか。	大便器と小便器等トイレが複数ある場合は、大便器1つのみが対象となります。
22	3 対象工事 (リビング、キッチン)	エアコン(室外機を含む)やガスコンロは対象となりますか。	エアコンやガスコンロは家電製品であり、応急修理の対象外となります。 ガスコンロ、IHヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理対象として差し支えありません。ただし、ガスコンロからIHヒーターに変更する等、明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
23	3 対象工事 (洗面台)	洗面台の交換は対象になりますか。	壊れた洗面台は、住宅の基本設備であるため対象となりますが、グレードアップの判定が難しいため、他に対象工事がある場合はそちらを優先して応急修理の対象にしてください。
24	3 対象工事 (井戸)	井戸が壊れて、修繕する場合は対象になりますか。	家屋の設備ではないため井戸は対象となりません。 但し、給水ポンプが破損した場合は、他に公共水道等がなければ対象となります。 なお、井戸から公共水道等の切り替え工事は対象とはなりません。
25	4 提出いただく書類	「施工前の被害状況や施工途中の写真」が撮れなかった場合は、どうなりますか。	工事が確実に行われたことを確認するために写真が必要になります。 申込者が撮っていない場合、被害認定調査(役場)や施工業者が撮っていないかを確認してください。 どうしても確認できない場合は、修理業者による証拠写真代替資料で写真の代替えとすることができますが、お手数料がかかります。
26	5 契約・支払い	応急修理で修理した後にカビが生え、再度修理が必要になりました。応急修理の限度額に達していなかったため、再度応急修理を利用して、修理することは可能ですか。	応急修理が完了し住めるようにした後、同じ個所の修理については、対象となりません。 乾燥や消毒を適切に行わずに、住宅の復旧(リフォーム)をしてしまうと、後から、カビが生えてくることもありますので、事前に乾燥や消毒を行い、カビが生えないようにする必要があります。
27	5 契約・支払い	複数の修理業者に分けて依頼してもよいですか。	合計金額が限度額以内であれば、複数の修理業者に分けて依頼しても構いません。

「令和7年8月10日からの大雨」に伴う被災した住宅の応急修理 Q&A

令和7年(2025年)8月22日版

通し 番号	項目	質 問	回 答
28	5 契約・支払い	限度額を超えていない場合で、修理が追加で必要になった場合は、同一業者に依頼してよいですか。	一度修理済のところを再度修理する場合は対象となりませんが、別な修理であれば、残った枠内で対象とすることができます。 詳しくは、被災された市町にご相談ください。
30	6 仮設との併用	同一住家(一戸)に2世帯が居住している場合に、応急修理を利用する場合、応急修理期間中に1世帯(親世帯)は賃貸型応急住宅を使用し、1世帯(子世帯)は2階で生活することは可能ですか。	可能です。 申し込み手続きについては、お住いの市町にご相談ください。
31	7 借家	借家(集合住宅)で被災した複数の入居者の申請を、所有者が委任を受けて申込むことができますか。	借家は所有者の事業用資産として所有者が補修を行うべきものであるため、所有者が委任を受けて申込むことはできません。 しかし、居住者から個別に相談を受け、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力では修理できないために居住する場所を確保できない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行うことが可能な場合があります。 ※被災された市町にご相談ください。
32	8 その他	申込期限は決まっていますか。	申込期限は設けておりませんが、工事完了期限が発災から一年間となっていますので、なるべく早めに修理を行ってください。